

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【5】」

2. 日時：令和5年9月13日（水） 15時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、高橋係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ 副長 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機設計及び工事の計画の認可申請（電線管内ケーブルの系統分離対策）に係る確認事項
- ・資料2 川内原子力発電所1号機及び2号機玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】
- ・資料3 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「川内原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）
- ・資料4 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「玄海原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれからの九州電力の
0:00:04	火災防護の系統分離対策に係る設計及び工事計画認可申請、あと保安規定変更認可申請に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願い致します。
0:00:15	それでは前回審査会合の後1度ヒアリングさせていただいて、確認させていただいた事項について、まず九州電力の方から資料に基づいて説明をしてください。
0:00:28	はい。九州電力の原です。
0:00:31	資料1がコメントリストになっておりまして資料1の4枚目白抜きで、
0:00:38	前回いただいたコメントの方書かせていただいております。
0:00:42	では60番のコメントの方から説明させて、
0:00:47	コメントの内容がですね、
0:00:51	し、基本設計方針は、の確保以降においてですね、消火の代替として難燃ケーブル等の自己消火性を期待しておりますが、
0:01:01	これについて、確実に自己消火できることを技術的に記載してくださいというふうに、
0:01:08	いただいております。これについてはですね補足説明資料の9の方にですね別紙として、詳細を書かせていただいております。
0:01:17	へえ。
0:01:18	お配りしている資料のですね、資料の2の方の通し番号で、
0:01:23	142ページ目の方に資料、
0:01:28	赤瀬
0:01:36	タイトルはです。
0:01:39	火災防護対象ケーブルの自己消火性についてということで頭から説明させていただきます。1ポツ、目的、
0:01:47	今回の工認ではですね火災防護対象ケーブルにおいてUL規格及びアイトリ古い規格の燃焼試験に合格したケーブルを使用する設計としております。
0:01:59	これらの燃焼試験ではですね所定の熱量を持つバーナーを使って、所定の時間ケーブルを加熱します。
0:02:06	そのあとの自己消火することを確認しております。当然、ケーブルに与えられる熱量が燃焼試験よりも小さい場合ですね、ケーブルは自己消火することができると。
0:02:17	言えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	よってA型養護の対象ケーブルにおいて最も熱量が、
0:02:23	大きくなる山荘短絡状態を想定しまして、そのときの熱量が、燃焼試験でケーブルに加えられる熱量よりも小さい場合は、
0:02:33	ケーブルは自己消火性を満たしていると。
0:02:36	判断しております。
0:02:38	2 ポツ、検討結果といたしまして、火災防護対象ケーブルにおいて最も熱量が大きくなる酸素短絡時に発生する熱量は、
0:02:47	燃焼試験でケーブルに加えられる熱量よりも小さいことから、火災防護対象ケーブルは自己消火性を満足するという結果になっております。
0:02:58	検討内容の方をですね散歩地域を説明させていただきます。
0:03:02	3 ポツ 1、火災防護対象ケーブルにおいて発生する熱量ということで、火災防護対象設備はですね安全系の電源系統から供給されるように、
0:03:14	なっております。
0:03:16	よって安全系の元、電源系統においてですね、過電流が発生する。
0:03:21	熱量を対象に、
0:03:23	検討を行います。
0:03:27	安全系の電源系統で想定されるか電流のうちですね最も電圧及び電流が高くなるのは、メタルクラッドスイッチギア
0:03:36	で、酸素短絡が生じた場合です。
0:03:39	メタクラから設備の方に伸びるケーブルにおいて、酸素短絡が生じた場合は、ケーブルの電圧効果によって電圧及び電流等も低くなりますので、
0:03:51	一番厳しい条件としましては、メタクラの直下で、
0:03:57	3 層短絡だ。
0:03:59	実際の電圧電流を想定して、ケーブルに発生する熱量を求めればよいということになります。
0:04:07	またですね、酸素短絡はメタクラの保護継電器の動作によって、早期に遮断されますが、この遮断されるまでの時間の間ですね。
0:04:17	短絡箇所で発生したアークによってケーブルが加熱されると考えます。
0:04:22	へえ。
0:04:23	アークの熱量はですねアーク電圧、酸素短絡電流の実効値とし、遮断時間から求めることができます。計算式はこちら書かせていただいている通り、
0:04:34	高発電所ですね、安全系の点検においてですね、
0:04:39	3 層短絡、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:41	モリノ、
0:04:42	へえ。
0:04:46	一番の方に記載。
0:04:50	通し番号で 144 ページの方に、
0:04:52	まとめて書かせて、
0:04:55	その中で一番大きい。
0:04:57	悪の発生熱量が大きい場所というのが、
0:05:01	A、
0:05:07	から、3 行目ですかね、三行目の方の、玄海 3 号の、
0:05:12	なお、
0:05:15	メタクラよりですね、下流のパワーセンターやコントロールセンターの場合、電圧電流とも低くなりますので、代表としてメタクラ、
0:05:23	の方を確認させていただいております。
0:05:27	続きまして 3 ポツ 2 の方では燃焼試験の方でケーブルに加えられる熱量はどうなのかというのを検討しております。まず UL 規格の方からですね、
0:05:38	こちらの燃焼試験ではですね、日英、
0:05:42	ケーブルの
0:05:43	方にバーナーを、
0:05:45	かけてですね、15 秒間着火 15 秒間休止を 5 回繰り返す。
0:05:50	ことになっております。
0:05:51	これでケーブルに与えられる熱量というのは書かせていただいている式の、
0:05:57	通り求めることができまして、
0:06:00	そのあたりもこちらかかって、
0:06:08	ええ。
0:06:10	次ページいきまして、
0:06:12	アイトリ古い規格の燃焼試験においてはどうなるかといいますと、こちら
0:06:21	もバーナーのフォローを上げるんですがこちらの
0:06:26	20 分間連続で火を当てて、その後ケーブルが自然に、
0:06:26	燃取アースケーブルの延焼が自然に停止することを確認する試験になっております。
0:06:31	この場合ケーブルに与えられる熱量というのは、先ほど糸井。
0:06:37	UL 規格と同じ計算方法で求めておりまして、
0:06:43	記載させていただいた通りの値になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:47	またですねアイトリ
0:06:51	対象にしたものが、
0:06:54	あるんですけども、
0:06:56	こちらの方はですね
0:06:59	過電流が発生しないことから、熱量の形
0:07:10	最後にですね 3 ポツ 3 熱量の比較ということで通し番号で 147 ページの方にですね、先ほど求めた。
0:07:18	熱量をそれぞれ表でまとめて、表 4 の方に記載させていただき
0:07:24	3 層短絡で発生するアークの熱量に対してですね、UL規格の技術料の方は、
0:07:32	パーク熱流動の方が上回っておりますので、着火することが懸念されるんですが、
0:07:38	AITリプル企画の熱量よりは小さい。
0:07:42	駄目。ケーブル被覆が仮に着火したとしても自然に延焼は停止するということが言えます。
0:07:49	またですねアイトリ栗城加来
0:07:52	とに基づいてですね、火災防護対象ケーブルを使用する難燃ケーブル、
0:08:01	ウノ、
0:08:04	材料を用いたケーブルであればどれぐらいで
0:08:10	オノが消えるのかという
0:08:14	表の 5 の方に示させていただいております。
0:08:18	各区分のケーブルとそれぞれどういった材料を使われているのかで、やりとり古い規格で燃やした際にですねどの程度、
0:08:29	長さがどれ、どの程度ナカケーブルが燃えて、そのあと、炎がどれぐらいで聞いたのか
0:08:38	というのを、表にまとめております。それを見ていただくと、
0:08:43	高圧電力ケーブル以外については、即、
0:08:48	バナナの
0:08:50	燃焼を停止した後、すぐ日が切れておりまして、また高圧ケーブルについても短時間でですね。
0:08:57	ええ。
0:08:58	火が消えることを、
0:09:00	います。
0:09:01	以上の結果、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:02	ですね
0:09:04	一番最初の結論の方に書かせて
0:09:07	3、
0:09:12	ケーブルの燃焼企画の方に、
0:09:17	ケーブルに与えられる。
0:09:19	熱量よりも小さいことから、火災防護対象ケーブルは自己消火。
0:09:23	言えと。
0:09:26	整理させていただいております。
0:09:29	それと 60 番に関する、
0:09:32	説明は以上です。
0:09:50	規制庁西内です。
0:09:52	ちょっとコメントリスト全部まとめてじゃなくてちょっと分けて、塊で分けてやる形で進めさせていただければと思います。
0:10:00	この件についてですけどちょっと、私は何点かだけなんですけど、
0:10:06	まずこのUL試験等アイトリプレーの試験で、これ引用してもらってるのはこれ結局機構の時に説明されてる試験と全く同じものって理解でまずよかったですよねっていうのが一つ。
0:10:17	ISで大丈夫です。
0:10:19	わかりました。あと 144 ページのところ具体的な
0:10:27	具体的な値をちょっと書いてもらってますけど、これってあれですかね皮膚
0:10:31	医に使ってるものです。
0:10:34	はいおっしゃる通りですちょっと※書きの方にも書かせていただいているんですがこちらのアーク電圧とジンノ、
0:10:41	事故値というのは皮膚の時にお出した数値をそのまま使わせていただいております。
0:10:47	はい規制庁西内ですわかりましただからあれですね
0:10:51	具体的な電圧電流値っていうのは、いうなれば機構に審査という内容をそのまま持ってきてますってそういうことですか。
0:10:58	はい。九州前からです。はい、ご認識の通りです。わかりました。そうやって出した最大値っていうものが、いわゆる自己消火っていう観点では死刑んの条件を下回るので、
0:11:10	自己消火性は問題ないと思っていますっていうそういう理解ですかね。
0:11:14	はい 90 年からです。ご認識の通りです。はい。規制庁西内です理解できました。保険規制庁側が確認しておきたい点ありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:26	火災対策室のサイトウ。
0:11:29	まず筋として、話としては、
0:11:34	概ね理解はしてるつもりなんですけれども、ちょっと細かいことを、
0:11:39	ちょっと、このロジックのところには細かいことをちょっと数点教えてください。まず、
0:11:47	この検討、
0:11:49	検討した際に途中説明いただいていたと思うんですけれども、
0:11:54	この今いただいている条件がこれが最も厳しい条件と、
0:11:59	書いてあるんですけれども、そういう認識でまず正しいということによろしいですよっていうのがまず 1 点です。
0:12:06	はい九州電力のハラですはい最も電圧電流値が大きくなる。
0:12:11	3 層短絡時を
0:12:15	検討対象とさせて
0:12:18	火災対策室の齋藤です。で、次すいません四角の枠囲みの 142 ページの四角の枠学部の話についてちょっとだけ触れます。
0:12:31	ここの枠囲みのところに式の話が入ってるわけなんですけれども、
0:12:35	ここに 0.9 っていう、
0:12:38	数字が入ってるんですけれども、これは何を意味してるものなのかを説明してください。
0:12:43	はい九州電力の原です。一行目がですね、
0:12:47	酸素短絡の電流の日金値。
0:12:51	式に使ってござりまして 2 行目の方がですね単相短絡の電流の実行ちいを使ってござります。この差を、
0:13:00	係数を掛けて補正しているっていう内容になってます。
0:13:05	火災対策室の齋藤です。ここで一つ確認しておきたいことなんですけどさ、0.9 の話なんで、そんなにその数字の結果に大きくなるわけではないということを前提にちょっと聞くわけなんですけれども。
0:13:18	もともと最も厳しくなるような条件で評価していますという話をされてるんで、ここの式をあれするんであれば、
0:13:29	平均値じゃなくて実効値だって別にいいではないかみたいな話になった、なる可能性があるんですけど数値に大きな変更がないんでとりあえず、
0:13:39	その概念の確認だけなんですけれども、
0:13:43	なぜ、平均値が最も厳しくて実行ちいの方を取らなかったのかっていう考え方だけすみません、簡単に教えてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:00	はい。
0:14:01	すいません九州電力荒です。こちらの式自体はですね皮膚の単位にも、戸塚せていただいて、
0:14:08	いまして、
0:14:13	それで衛藤。
0:14:17	確かに次、
0:14:18	この式でいうと、実効値より平均値の方が、値としては、
0:14:32	すいません、ちょっと皮膚のサイン、なぜこういう意識を対応したのかというちょっと、部分になりますので、改めてちょっと、
0:14:40	確認して、
0:14:44	火災対策室の齋藤です。そ、その、
0:14:49	理屈については、
0:14:52	先、最初に申し上げてる通り、この数、この資金を、
0:14:57	0.9 を割り戻したからといってだから結果に何か影響するのと言われるとはそういうわけではないということを前提にとりあえず聞いてるわけですけれども、あくまでもこの皮膚の話というのは今回、この自己消火性という話を、
0:15:11	県、検証するということで、実際に九州電力としてその数行上のところで、条件が厳しくなるように数値を設定しましたということをおっしゃっていただいているので、
0:15:24	だからそこで平均値と実行値の話でどっちを取ることが、検証として適切なのかと、いうことをただ確認したいだけなので特にその皮膚と合わせてというよりは今回のその自己消火性というところの観点で、
0:15:40	考えたときに、最大値をとるべきものなのかそれとも
0:15:45	こういう他のものと合わせて平均値をとるべきものなのかみたいなのところの考え方を、
0:15:53	何ていうかこの計算式を、計算式を書いていただく前に考え方をちょっときちんと整理しといていただければそれで結構なんですけれども。
0:16:02	私の申し上げてることを理解できますか。
0:16:09	はい。岸井エビハラです。すいません。
0:16:15	担当短絡の日平均値の方を、
0:16:20	計算式に、
0:16:23	た場合すいません、実効値、
0:16:28	に比べて値が小さくなる
0:16:33	熱量の計算に用いた理由。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:37	というのを改めて、
0:16:45	火災対策室の齋藤です。要は
0:16:48	数行上に、条件が最も厳しくなるようになっていうふうに宣言をされていて、その際に、経酸素短絡電流平均値を使うことが、
0:17:00	適切だと考えている理由を書くか、それとも酸素短絡電流実効値を、
0:17:07	使って検証する方が最も厳しくなるという話になるのかその考え方を明示していただければおのずと答えは決まってしまうんだと思ってるんですけども、ただそこだけなんで。
0:17:19	理解いただけますか。
0:17:21	失礼しました。はい。
0:17:29	すみません。枠囲みの話については、以上
0:17:34	ずっと進んでいただいて 147 ページのところですね、ここはアノ欠カーの比較を、
0:17:43	していただいているところなんですけれども、もともとその前までのページの中で、ULのアノ 1581 の話と、IAAAの 383 の話を両方取りアノ書いていただいてその結果を
0:17:59	きちっと評価した上で、
0:18:02	というロジックに前半のところはなっているということについてはまず理解をして、まずここまでワダえっと、まず理解していますで、その上で、
0:18:11	トリプルの 383 の話については、
0:18:17	総合審査基準の参考の例では、一応ですね、
0:18:21	延焼性の実証実験というふうに言っていてULの一部をはじいて自己消火性の実証実験というふうに一応言っていますので、
0:18:30	今回アイトリ
0:18:34	に、
0:18:34	要は円周性じゃ今回自己消火性の確認をしているので、一応、だからアイトリプルーサン 83 について、
0:18:43	自己消火性をとりあえず持っているというようなことを、とりあえず考察を、
0:18:49	一つ加えた上で、この結論になるんだと思っているんですけども。
0:18:54	IAAAの 383 で、
0:18:59	は、一応延焼性をうたってますけれども自己消火性があるということについては、一応どのように考えている。
0:19:09	いうことを、念のために、考え方だけ。
0:19:15	はい。九州電力の原です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:18	こちら文章で書かせていただいている通り有益架空の熱量よりも、食うの発熱量の方が確かに大きいので、
0:19:28	これ瞬間的に火がつく。
0:19:32	可能性というのは否定できない。
0:19:35	んですけども、
0:19:38	アイトリップ類は、おっしゃる通り、の延焼性について確認しているもので、
0:19:47	これに関して自己消火性はI、UL規格、
0:19:53	海、
0:19:55	ミツイ
0:19:59	はい。
0:20:00	すいませんちょっと質問の意図を取りかねてますかね
0:20:05	相手作りの中でですねか。
0:20:09	試験内容としましてはケーブルの燃焼が自然に停止したならば試験を終了するというふうに、
0:20:15	考えておりますので、こちらの自然に消えるというところは、
0:20:20	確認できていると思いますこれは、
0:20:24	自己消火性として、
0:20:26	考えていいと。
0:20:29	判断しております、
0:20:30	ITV以下の熱量であれば、
0:20:39	現象は起きずまた、
0:20:41	名称も停止するというふうに今考えて書かせていただいております。
0:20:49	火災対策室の齋藤です。
0:20:52	というような、今御所でいただいたような内容を、
0:20:56	このところに記載をいただいてもいいですかね要は、今おっしゃって、今お答えいただいたように、
0:21:04	アイトリプリーの試験、383の試験っていうのは、あくまでも延焼性を見ているんですけども、一時的に熱量を与えて火災が発生したとしても、それが自然に、
0:21:17	一定の範囲で確実に火傷があるっていうことを、意味してるわけですねってことは今回の
0:21:25	検証に合わせて言えば、ある程度熱を加えて、火がついたとしても、そのアイトリプリーズ実験の成果と同様に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	確実に自己消火性を有しているということを同じような条件でいえるというふうには、延焼性の実験ではあってもそういうふうにいえるので自己消火性と置き換えることができます。
0:21:45	いう話がないと、
0:21:47	多分これ最終的に自己消火性を確認しましたという話。
0:21:52	最後のところで繋がらないと思うんですけども、いかがですか。
0:21:58	はい。九州電力の原です。はい。確かにその部分の記載が、現在の資料の方には十分記載できておりませんので、補足させ、
0:22:10	そして、
0:22:10	明日
0:22:13	火災対策室のサイトです。あと最後に1点だけちょっと、位置付けを確認したところの、何か評価してるその時にさらについていうところがあって、
0:22:23	148 ページ表の5の話があるじゃないですか。
0:22:27	これは何のためにつけたんでしょうかというのをちょっと教えて欲しいんですけども私の理解でいくと、今回のケーブルっていうのはあくまでも
0:22:38	難燃ケーブルとしてきちっと評価を受け、
0:22:43	テールもものでだからもうそもそも、アイトリPULiMSはちゃんと比べれば十分自己消火性ができるで実際にそこまでの熱量をきちっと必ず計算しておけば、
0:22:55	その
0:22:56	トリプルの試験よりも小さいんで問題ないと。
0:22:59	というようなロジックだということまでは理解したんですけども、このさらに以降のこの文章で、何か過去の実験とかで、これアイトリ鳥居のやつを満たしてなくてもみたいなそういう実験じゃなかったかというような認識。
0:23:12	思いがあったんですけども、なぜここでその話が、急に入ってきたのかなっていうすいません、位置付けだけをちょっと教えていただければ。
0:23:21	九州電力の原です。すいませんこちらについてはですねあくまで残炎時間、
0:23:27	に関する
0:23:31	補足をしたいと思ってつけた。
0:23:34	具体的にこれぐらいの時間で、火が消えるという、
0:23:39	のを示したくて
0:23:41	つけさせていただいた図面です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:48	おっしゃる通りですねアイトリ古いカクウに合格しているという時点で
0:23:54	自己消火することは自明だと思っておりますので、
0:23:57	そうですね今夏飯野資料からは、
0:24:02	改めて削除させていただきたいと。
0:24:05	よろしいでしょうか。
0:24:06	火災対策室の齋藤です。今非常に重要なキーワードいただいたと思っ てて、いや残炎時間という言葉、
0:24:14	能を検証しましたと。
0:24:16	いうのであれば、確かに今お話いただいている中でこのさらにの次の本実 証実験ではっていうところに残炎時間についてもってということが書いて あるんで、そういうことを今意味してるのねって話がわかったんです。残 すんであれば、
0:24:30	それはいろんなケーブルの中で、残炎時間というものを県残炎時間とい うところに着目した。
0:24:37	結果だ結果として補足しますっていうんだったらそういう位置付けでもい いですし、
0:24:44	ロジックの話として、削除いただくのもいいですけどもそこはすいま せん、今回の系統分離の中でこの、
0:24:52	こういったことをやってるところってのはそんなにないんだと思っ てはいるんですけども、そういうところで残炎時間のところまで、とりあえずき ちっと検証しましたということが必要であれば、それを明記した上で残し ていただくか、
0:25:06	あとはこのロジックとして必要ないというのであれば、
0:25:09	削除いただくかそれについてはすいませんほかの部分の資料の、
0:25:14	修正等々踏まえ、適正化等を踏まえてですね、あわせてご判断いただ ければと思い
0:25:23	はい。九州電力の原です。周知
0:25:27	改善事項
0:25:28	ないの。
0:25:29	用地については検討して、
0:25:32	集計
0:25:35	河西大作先生です私からはこの部分については以上です。
0:25:40	はい、衛藤ほかに皆さんから何か確認しておきたい点ありますか。
0:25:44	はい、じゃあちょっとは、今の話含めて審査資料が充実いただいて再度 ご提出いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:52	では続けて次確認事項ですけど、しばらくあれですね関連するものが続くので、
0:25:59	6162
0:26:03	60、
0:26:13	61 からもう 67 位までガッツリまとめていきますかね。
0:26:17	要は持ち込みとかそういった話にも関連するので、最後 68 番だけまた別の話になるので、
0:26:22	60
0:26:23	1 から 67 までまとめてもしくはここで切れるっていうところがあればそこで切っていただいて、はい。
0:26:29	いただければと。
0:26:32	九州電力の原です。はい。それでは 61 番以降のポイントについて説明させていただきます。61 と 62 月の
0:26:48	61 番の方が補
0:26:51	して説明すること。
0:26:53	あとで、こちらの、
0:26:54	資料の中にですね設置と
0:26:57	対月予定されている常時設備のことで、保管とは可搬の
0:27:03	資機材をその場所に置く大井であるというふうに、用語の方を提示させていただいて、
0:27:10	62 番のコメントがですね
0:27:13	保管の定義についてどのような設備が該当するのか、具体的な設備を記載することということで、
0:27:25	取り組み資料の方にですね期限を定めず常時保管する可搬型の資機材の例としてですね、可搬型の重大事故等対処設備や、
0:27:36	弁操作の架台、取りクリタがある旨を記載しておりますこちら、どちらも 129 ページ。
0:27:44	そこに
0:27:50	ページの下の方、(3)考慮すべき固定化際限の類型化についての 3 行目の後ろの方からですね、ここで言う、
0:28:01	設置とは、水つけ固定されている常設設備、
0:28:06	あとは可搬の資機材をその場所になっておく行為に対する要望として持ち、
0:28:11	期限を定めず、常時保管する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:15	伴の資機材の例としては、可搬型重大事故等対処設備や、辨野宗多賀台ドリームビクター等がある。また、一時保管ではなく、
0:28:25	すいません、常時保管ではなく一時的に持ち込む。
0:28:29	異材持ち、
0:28:31	すいません
0:28:37	持ち込みが2回書いてありますので、後程修正させていただき
0:28:41	一時的に持ち込む可燃物の原因については、4項に示すというふうに、
0:28:48	記載を充実、
0:28:53	続いてコメントの63番の方。
0:28:58	持ち込み可燃物について作業中資機材の仮置資機材、
0:29:04	がありますのでこちらの二つがわかるように記載することということで、 補足説明資料の方に、
0:29:13	一番下、132ページ。
0:29:19	説明資料の63、
0:29:26	(4)持ち込み可燃物の対象について、
0:29:30	ということ
0:29:32	スタッフaポツの項とbぽつの方。
0:29:36	後の方で、
0:29:39	作業中資機材については、日々の作業完了後に熱、
0:29:44	内田、
0:29:46	作業中の資機材。
0:29:47	bポツの方は仮置資機材については、
0:29:51	次の作業完了後も持ち出さず、循環車による巡回を継続する。
0:29:57	資機材というふうにちょっと、
0:30:00	記載の方
0:30:05	続いてコメントの64番ですね、純真を生きる全般とは火災区域の何を 示しているのか、鮮明なので、具体的な商業を見たことと、
0:30:17	いただいておりますこちら、
0:30:20	通し番号140。
0:30:22	ページをご覧ください。
0:30:27	141ページの真ん中の方にです。
0:30:30	資機材の巡回点検では、以下の観点を実施することとするとありまして この余ADの項目ですね。
0:30:39	について、以前は全般というふうに書かせていただいていたんですがこれ がわかりづらいということで、括弧で、その他、火災区域、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:49	区域内の状況を全般というふうに、液体を受
0:30:57	ついてコメントの
0:30:59	65番と、4、
0:31:02	同じページで67番の方も説明させていただきます。
0:31:06	65番、仮置資機材の関心を、
0:31:10	明確に掲示し、記載すること。また、完新統の表現について、不要であれば記載を見直すこと。
0:31:18	67番の方が、6.1、括弧0の定義では、440V未満の電気盤も放熱量管理、
0:31:28	の対象に含めるので表現を見直すこととなっております。まず65番。
0:31:35	では、通し番号228。
0:31:45	の方ご覧。
0:31:52	うん。
0:31:53	うん。
0:31:54	ページのですね128ページの一番上のところで、
0:31:59	括弧2作業、作業様式で持ち込む場合、
0:32:02	それで、
0:32:03	作業中資機材を、
0:32:07	火災防護対象機器系列のケーブルから水平6水平距離6メートルの範囲内に持ち込む場合は、
0:32:17	作業中。
0:32:18	作業中、失礼しました、作業用資機材を持ち込むものを含む監視人が監視し、火災が発生した場合は監視員により速やかに、
0:32:28	ハンチ
0:32:29	消火活動を実施する運用とする。ここでは、関心とは、作業中に、常時監視を行う者に対する要望として用いる。
0:32:39	そこで、
0:32:43	作業中に常時監視を行うものを、関心と新たに定義。
0:33:01	140ページの一番下ですね、6ポツに、巡回車による巡回点検、
0:33:08	火災区域内において書き、仮置資機材は、課題発生防止策、
0:33:16	及び火災が発生しないことを巡回車による巡回点検により確認する運用とし、この頻度は原子炉の安全を確保するために実施している通常の巡視点検頻度と同等の1日3回と。
0:33:32	ここでは、巡回車とは、仮置き資機材の保管場、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:36	状況等を適切な頻度で確認するものの要望として用いるということで、新たに巡回車という、
0:33:47	準仮置資機材の保管状況を見るものを定義させていただいて、
0:33:53	これらの関心、巡回者という表現を使い分け、
0:33:57	ということで、65%の方で、
0:34:00	コメントいただいております完新統という表現については、持とうという、
0:34:06	記載を削除して、
0:34:11	の方の、
0:34:13	同じく140ページ、今開いていただいているページ
0:34:17	のですね真ん中より少し下のところに、
0:34:20	括弧で、
0:34:23	こちらの、
0:34:24	熱量管理を行う際の、こういったものを熱量に加えるかという記載をさせていただきますいております。
0:34:32	括弧で、作業用作業完了後に仮置する発熱量 1000 メガジュール以下の持ち込み可燃物の発熱量に加え、
0:34:42	表 9-5 において、固定化財源としない。
0:34:47	可燃性物質のうち、
0:34:49	通電の停止、または、不燃シートで養生、または鉄製のロッカー等に収納するまたは金属筐体に囲まれている等の措置のいずれの、
0:35:01	そっちも工事のものができないもの。
0:35:04	発熱量で管理しそう発熱量が 1000 名が、
0:35:08	以下の場合には、火災防護対象ケーブルから離隔距離を確保するというふうに書かせていただいて、
0:35:18	この 440V未満の、
0:35:21	というのが金属筐体に囲まれているにもかかわらず、そう熱量管理の方に入るような記載になってしまっておりましたので、そのことがわかるように、
0:35:36	金属筐体、
0:35:37	入れているとき
0:35:38	ていれば、熱量管理にフクマないというのを改めて、
0:35:48	7日。
0:35:50	めは、
0:35:55	について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:00	9-4 期を(ハ)
0:36:02	見込み可燃物と、
0:36:04	の
0:36:08	表
0:36:13	ページで、
0:36:14	27 ページ
0:36:22	127 ページの方の真ん中に表があるんですが、この表のタイトルが、以前はそのコメントいただいている通り、
0:36:31	この2カ年、
0:36:33	との系統分離対策の概要という、
0:36:40	聞き込み可燃物に対する系統分離対策の概要と、表題を、
0:36:46	変更させて
0:36:51	それで61 から67 までの、
0:36:57	目を
0:37:03	はい、規制庁ニシウチです。
0:37:07	あれ、これ本規定のほうの補足説明資料は、
0:37:13	特に触れられてないんですけど、これ施工人の方の補足と何か違いあるんですけど。
0:37:19	ほとんど似たようなことが書いてあって、
0:37:21	なんかいわゆる内容重複してるんですけどってことなのか、何か保安規定の方で何かさらに補足説明資料、追加で追加部分がありますって話なのか。
0:37:32	九州電力の様です。保安規定の方もですね資料、
0:37:37	3 で補足説明し、資料6 の方に可燃性物質の持ち込み管理等についてというのを追加させて提出させていただいておりますで、
0:37:45	この中で、先ほど言われたような、
0:37:48	それ先ほど言われたような確認事項に対する回答等踏まえて、具体的な運用とかっていうのを記載させていただいております、
0:37:56	基本的には、設工認側の補足説明資料と同じような内容にはなっているんですけども、具体的な層は、野瀬メガジュール以下のものの総発熱量の管理であったり、あとは、
0:38:08	持ち込み可燃物とかそういったものに対して、どういった教育をするのか、また、
0:38:14	当社内規程にどういうふうに定めるのかっていうものを、追加で記載させていただいているという状況になっております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:22	はい。規制庁西内です。
0:38:25	ちょっとまずお聞きしたいんですけど、これを使って言うと具体的な運用の方の話を聞きたいんですけど、まず、
0:38:32	具体的な発熱量の管理自体は、同意、どうい。
0:38:38	ふうにやるんでしたっけっていう仕組みとかあと、どういう手段でやるのか。
0:38:44	どういうふうによはもう可燃物の量を把握して管理するのかっていう話は何かどこかで書いていただいでるんでしたっけ、ちょっとあんまり見当たらず、
0:38:55	要は手段ですね管理する。
0:39:00	例えばですけど
0:39:03	可燃性物質っていうものを発電所内に持ち込む時にはこの部署で一元的に情報が集約されるようになっていて、その集約された情報をどういふふう管理していか、
0:39:14	ていう具体的なやり方的な話をちょっとお聞きしたい。
0:39:19	多分現状で常に可燃性物質の管理、可燃物管理ってやられてると思うんですけど、
0:39:24	それと同じようなことを、同じような手法、手段でやるのか、むしろまた違うようなことを考えて
0:39:43	もうもう少し言うておくと発熱量、周りですね特に先生メガジュールっていうところをやるんであればそれをどういふふう管理しようとしてるのかっていうそのやり方を確認させてください。
0:39:55	現状記載がないのであれば簡単にご説明いただいでてちょっと審査書の方充実まだしてくださいってところ
0:40:05	は、九州電力の佐野です。申し訳ありません。資料3を用いてご説明させていただきますたいんですけども、
0:40:11	資料3の50ページをお願いします。
0:40:20	白サノ50ページ一番下の方に(1)で原子炉の安全確保等に必要な資機材というものがあましてで、原則持ち込まないんですけども持ち込むときにはどうするのかっていったものをちょっと大枠をここで書かせていただいでるんですけども。
0:40:33	この学科のまた書き以降なんですけども、防災課長は各課室センター長が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:38	原子炉の安全確保等に必要な資機材っていうものを持ち込むときには、藤正岡明石センター長から防災課長の方に、どういったものを持ち込むのか、そのときどういった措置をするのかっていうものを、
0:40:53	届け出するように、申請するっていう手続きを書かして、
0:40:56	書いておりますんで、
0:41:02	そうですね。補足 2、
0:41:05	さらになんですけどもそれをどういうふうに管理していくのかっていうところについても、既存の運用、
0:41:13	用いて管理するといった記載をさせて、
0:41:18	右下P53 ページになるんですけども、
0:41:25	(2)、火災防護対象ケーブルに火災による影響を最後のこちらに、のなお書き 2 段落目のなお書きになるんですけども、
0:41:34	こちらの方なんですけどもそう発熱量の管理については現状の中で管理を実施するものとするといった記載をさせていただいております。以上です。
0:41:45	はい。規制庁西内です。ちょっと 1 個ずつなんですけど、まず 50 ページのところで、
0:41:54	原子炉の安全確保等のために必要な
0:41:58	作業、
0:42:00	等で使用する資機材を当該範囲に持ち込む場合にはっていうのは、これは要は、
0:42:06	可燃性物質と圧、いわゆる管理する範囲があるわけですよ。その 6 メーターのゾーニングがある。6 メーターのゾーニングカーンないし部屋全体か。
0:42:16	というゾーニング、管理する範囲があると思うんですけど、それ、そこに、
0:42:21	とにかく資機材持ち込むんだったら、
0:42:25	す。
0:42:26	まず連絡が入ってそういうことなんですその可燃性物質はもちろん場合にはっていう限定がかかるんですけど。
0:42:36	衛藤九州電力様ですそちらについては可燃性物質になります。
0:42:41	規制庁西内です。わかりましたちょっと今文章だけ読むと資機材をとしか書いてないのでちょっと明確にしておいてくださいというのが一つと、あとは原子炉の安全確保等のためっていう、限定がかかってるんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:54	これは、
0:42:56	要は限定がかかるのかどうかっていうのをちょっと明確にしておきたくて、要は
0:43:03	何て言うんすかね。原則持ち込みませんよと。ただ、持ち込む場合には、申請してちゃんと管理しましょうって話ですよ。で、結構一つあるのが、再最初に総発熱量管理しますって最後にそういう話が出てくるじゃないですか。
0:43:17	その総発熱量っていうのは、
0:43:21	いや、ちょっと待ってくださいねそっか。
0:43:23	そもそもこの管理する範囲内は、こういったものしかもうそもそも持ち込まないよっていうことでいいんでしたっけ。
0:43:31	だからこういった現象の安全加工等のためにやむなく持ち込まざるをえないものしか持ち込まない。だからその発熱量をしっかりと管理するんですっていうそういう考えでいいんでしたっけ。
0:43:44	はい。九州電力佐野です。ご認識の通りでございます
0:43:49	49 ページにも書いて、右下 29 ページの運用方法にも書いてあるんですけども、
0:43:55	そのエリアの中っていうのは努力したところっていうところには、シライ以外は持ち込まない可燃性物質が持ち込まない運用とする、例えば持ち込むものについては、
0:44:05	総発熱量管理であたりというものをするといい運用となっております以上です。
0:44:10	規制庁西内ですわかりました。
0:44:15	ちょっと若干すいませんヒアリングの期間が空いちゃって若干僕の記憶がちょっとあやしいところなんですけど、あとわかりましたありがとうございますで。
0:44:22	あとは 53 ページのその下運用の話ですけど、
0:44:27	運用って結局具体的にどの運用の話をしていてどういうふうにその中で対応しようとしてるのかっていうのをちょっとそこだけ具体的に充実いただいてもいいですか。
0:44:39	そうしました原因のところをもう少し詳細に記載させていただきます。はい、ありがとうございます。規制庁西内です。これ商業機密とかがあるんであれば今日答えられる範囲で結構なんですけど、ちょっとどのプランとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:55	PかBが若干境界前なんですけど、可燃性物質の管理って何かエクセルのシートみたいなもので、
0:45:02	物の種類等、
0:45:04	あとはドイツ、こういった種別のというか金物質で、発熱量と、みたいなそういうそういう情報が、何かエクセルシートみたいなやつで管理をしていて、
0:45:14	そこには持ち込むものもそうですし、今既存として置かれているものも含めてある。
0:45:20	ていうような理解をしてるんですけど、そういうようなイメージのシステムでしたかね。
0:45:26	九州電力様です。まさしく今言っていたような管理をしているところでございます。以上です。
0:45:31	はい規制庁西内ですわかりましたで、その中で管理する対象としている、いわゆる可燃性物質は別に 1000 メガジュール以下とか関係なく、細かいものも含めて管理をされているって理解でいいんですけど。
0:45:48	要は
0:45:50	私立もの話じゃないんですけど、どういう総発熱量を管理するっていうかいうとどういうレベル感で管理してるのかっていうところをちょっと明確になるように説明をいただければと思う。
0:46:00	例えばですよ例えばすごいわかりやすいでいうと、紙 1 枚とかを管理するのかとかそういう話はまたあると思うんですよ。
0:46:07	だからある程度こういったものはもう除外するっていうのが何かあるんだったらそういうものも含めてちょっと明確に説明をいただきたいっていうところですね。
0:46:39	もうちょっとだけ先に言っておくとイメージし、ちょっと私が理解してたのが今回の 1000 メガジュールを管理するためのシステムが別にあるわけじゃなくて、
0:46:50	そもそも多分火災区域区画内の、その発熱量っていうものを把握するようなシステムが現にあって、それをその中で、
0:46:59	例えばですけど 440keV以下の電気盤とかを除くっていう話があるじゃないですか。その生命が自分の管理からは、だから、そのシステムの中で、その中から
0:47:11	管理するカウントをピックアップして 1000 になるよう 1000 以下になるようにっていう管理は絶対しますよっていうことだと思うので、そもそもその管理するシステムに例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:20	こういったものは除いてますっていうものがあったけど、その除いてるものは実際今回の総発熱お金でやんなきゃいけないからしなきゃいけないとか、そういったことがないよねっていうのを確認したいっていうそういう趣旨です。
0:47:33	はい。主力の様です。
0:47:36	確かに既存のシステムではですね
0:47:39	3時間の
0:47:43	印象ですかねしないものとかっていうものを感じてたんですけど、混合は、この運用が入ってくることによって、間瀬メガジュール以下のものっていうものは、
0:47:54	以下のものでも、管理対象に入っていくっていう形には、
0:47:59	以上です。
0:48:01	ちょっと今の、規制庁西内ですけど今の回答を聞くと何かやっぱり現運用の中でっていうことなのかどうかというのがちょっとよくわからなくて、
0:48:09	多分現運用で使用しているシステムを使ってっていうそういうような意味合いなのかなとはちょっと思ったんですけど、であれば、具体的にどう管理するのかっていうところはちょっと具体化をしておいていただきたい。
0:48:20	多分、今回の話で保安規定で関係するところって多分ここが主かなと思ってるのでしっかりちょっと事実関係をちょっと確認させてくださいというところですかね。
0:48:30	よろしいでしょうか。
0:48:32	九州電力様です。承知しました。はい。規制庁西内です。ちょっと同じところで、若干すみません、戻っちゃうんですけど 50 ページの方に今度、すみません。
0:48:43	50
0:48:45	衛藤。
0:48:47	そういう意味では
0:48:48	2 社売ものも含めてなのかどうかというそういう観点の確認なんですけど、さっきいわゆる当該範囲に持ち込む場合には、申請しますよっていう話があるじゃないですか。
0:49:00	その申請する対象の可燃性物質は、
0:49:04	いわゆる 1000 メガジュール以下だろうが、1000 万ドルを超えようが関係なく、どんなに小さいものであっても申請は来るさせるっていうことを考えてるって理解でいいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:25	はい。ご認識の通りで火災荷重等含めてすべて申請するようになっております。以上です。
0:49:31	規制庁西内です。その中で、例えば、いや、極端な例ですとすごい紙1枚を持ち込むときにも、申請をするようなイメージになる。
0:49:41	そんな申請があるかどうかおいといてです。
0:49:44	要は
0:49:46	量の多寡にかかわらず、可燃性物質っていう種別のものを持ち込む場合は、必ず申請をさせるような、周知教育徹底をしようと思っている。
0:49:56	というような理解でいいんですかね。
0:49:58	それとも要は、
0:50:01	いうなれば紙1枚明らかじゃないですか、っていうそういう思い出で、3日間、すごく短く、
0:50:09	つけた。
0:50:19	ちょっとすいませんな音声混線したみたいですけど、要は、
0:50:26	すべからくやろうとしてるのか。
0:50:28	すべからく申請させるわけではなくて、例えばこういう場合は、別に申請しなくてもいいよっていうような形を考えてるのかとか、
0:50:37	仮に後者の場合など、前者は明確ですよねちょっと厳しいような気もしますけど、明確だと思っていて管理する上では、一方で後者の運用だった場合であれば、
0:50:47	それはいわゆる自立みたいなことがないんだよねっていう確認は
0:50:52	したいなと思っていて、
0:50:53	そういう意味では具体的にどのレベル感で運用しようと思ってるのかっていうところがちょっと見えづらいところがあるので、少しそういったところを充実いただければっていうところでしょうか。
0:51:04	よろしいでしょうか。
0:51:08	はい、承知しました。そこを含めてちょっと資料の記載を充実させていただきたいと思います。以上です。
0:51:16	はい。規制庁西内です。よろしくお願いします。
0:51:26	あとは監視人のはなCなんですけど、
0:51:37	先にこれも保安規定の方の話でいうと、監視員の使命、
0:51:43	ていうのは、
0:51:45	誰がやるんだっていうのはあれ、どこどこに書いていただきましたっけ。
0:52:28	今日P52 ページになるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:32	加療き資機材を置いたときには、作業管理作業後にそこに仮置きして そう覚えていくときには 1 日 3 回巡回する。
0:52:41	そういった運用をしようと思ってるんですけど、そちらの巡回車について は、明石センター長が所員であったり、協力会社から選定して、防災課 長の確認を得るといった、
0:52:54	運用を行う予定としておりますアノはタカキ 5 のところで、
0:52:58	以上です。
0:52:59	うん。はい。巡回点検の受診の方が明確に書いてあってタカハシの方で すね。
0:53:05	アカシ認定、いや、ちょっともう少し具体的な話を先に聞いちゃうと、これっ ていわゆる、
0:53:10	いわゆる 9 電の社員が関心を、社員として配置、監視員として配置する ようなイメージなのか、それともいわゆる保守点検する協力会社の方と かいらっしゃるじゃないですか、そういう協力会社立花。
0:53:22	使って、関心っていう役割を明確に配置するような形で考えているの か。要は、後者だったら多分防災課長とか指名するとかっていう従事者 とは多分違う位置付けで、
0:53:34	言うなれば可燃物を持ち込むときの申請で、その監視の体制の配備も 含めて、確認するようなイメージになると思うんですけど、どういうイメ ージなのかっていうのをちょっと明確にしておきたい。
0:53:45	九州電力の佐田です。関心のイメージについては、ちょっとP51 ページ の関心の説明のところにもなるんですけども、もう
0:53:54	作業を行ってるものですしその作業を監督するもの、そういったその作 業エリアというんですかね作業場にいる人全体を、関心っていうふうに 考えて、
0:54:06	こちらで記載させていただいております。以上です。
0:54:10	規制庁西内です。それはあれなんですかね具体的に誰かに監視人の 役割を与えるとかそういう話のイメージじゃないってことですよ。
0:54:19	というの
0:54:21	例えばですよ、わかりやすい例でいうと、1 人が採用します。基本はな いと思うんでわかりやすい例でいうと、1 人が作業しますと、その 1 人 が、
0:54:31	何かしら工具を持って作業するっていった時に、可燃性物質の可燃性 物質を、ちょっとそこに置いといて、作業してます。そういう場合って、
0:54:42	関心はその作業員だけっていう状況なっちゃうんですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:54:45	要は、その作業する者が必ず何か、
0:54:49	見えてるかっていうと、何か今のケースでわかりやすい例でいうとそうじゃないときが多分あるんじゃないかなっていうイメージでちょっと聞き確認をしたくて。
0:54:57	要は、
0:54:58	その関心っていうことをどう、どういうふうにやろうと運用しているのか。
0:55:03	具体的に必ずその可燃性物質がちゃんと置かれてるっていうことを、特に火災が発生しないっていうことを確認する人を誰かが明確に大井ようになっているのか。
0:55:13	どうかとかそこら辺のイメージですかね。
0:55:19	要は何かバクツとその作業依頼に誰かが見る。
0:55:22	誰かが紙見ますよと言われると、
0:55:25	ちゃんと見るのっていうそういう話が確認をしたくなるってそういうところですよ。
0:55:31	そう。今の工事の運用としては先ほど言われた通り1人で作業するってことはあまりなくて、複数名で作業するっていうふうになってましてで複数名の誰かが、
0:55:41	まずその作業全体の管理するもの、監視するものっていうもんで、作業全体を監視します。その人がもちろん監視員になります。で、そういう人がいながらも、
0:55:52	その人だけが見ればいいというわけではなくて、もちろんその作業エリアで同じ作業をしている人全員も火災がないことは確認しなくちゃいけないよっていうので、そのエリアの人全員を関心っていうふうに、
0:56:04	したいと思いますのでですので、
0:56:09	1人は必ず、その全体の
0:56:12	作業を含め、火災が発生の有無等を監視する人っていうのは、いることにはなります。以上です。
0:56:22	はい。規制庁西内です。
0:56:24	そうですね嘘。衛藤。
0:56:27	誰かが見ますっていう言い方と、多分1人がしっかり見る人ってした上で全員しっかりその意識を持って当たりますっていうのは多分、雲泥の差があるかなと思っていて、やろうとすることをちょっとしっかりちょっと充実をいただければ嬉しいですよ。
0:56:41	で、そういう意味では50ページで書いてもらってますけど防災課長がそういう措置がちゃんと講じられているか確認するわけですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:48	具体的にその時に監視員の配置とかが実効性があるかどうかというのも含めてちゃんと確認をするんだっていうそういう理解でいいでしたっけ。
0:56:56	要はさっきあの全体確認する人が必ず1人形って言いましたけど、例えば、さっき言った極端な例ですよ。
0:57:03	この監視人見れないじゃんみたいなそういうことがないよねとかそういうことはちゃんと課防災課長が確認をするっていうイメージでこういう運用されてるって理解でいいでしたっけ。
0:57:18	九州電力さんもそうです。そういった運用になるようにはしたいと思う。
0:57:23	規制庁西内ですわかったので、ちょっとその具体的な運用のイメージがもう少しわかるように充実をいただければと思います。
0:57:33	よろしいでしょうか。
0:57:36	九州電力の澤で承知しました。
0:57:39	はい。規制庁西内ですそういう意味では
0:57:43	ちょっとワーディングの確認だけなんですけど、同じ保安基本規定の、
0:57:51	火災の発生の予防策の方からの別のところで火気作業する時には監視にをっていうワードがあったと思うんですけど、
0:57:59	その関心とは若干イメージが違って来るんですかね、そっちもそっちも同じような運用になるんでしたっけ。
0:58:08	いわゆるオノ書き作業を行う人たちの中から、選定するよみたいそういう話になるんでしたっけ。
0:58:16	去年の保安規定って完新統イワタ使ってなかったっけ書き作業のところ。
0:58:21	ちょっと他電力と5000なったら申し訳ないです。
0:59:09	九州電力さんです。すいませんそちらの関心という言葉を地域含めて、ちょっと再度整理して、
0:59:16	菅
0:59:19	再度定義させていただきたいと思います。以上です。
0:59:24	はい規制庁西内です。何て言うんですかね
0:59:30	全く同じ。
0:59:31	概念。
0:59:35	だ。
0:59:36	だから、関心っていう同じワーディングにしてるんですっていう話。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:41	だけではないとは思っていて、要は、多分監視する人を1つという意味では多分同じだと思うんですよね。それに基づく具体的な運用が変わるのは別に全然あり得る話だと思うので、
0:59:53	どっちかっていうとちょっとワーディングが近いところがあるので、そういったところもちょっと例に出しながら、具体的な運用をちょっと説明をいただければ嬉しいですっていうところですかね。
1:00:03	仮に各作業時の監視員の配置と同じような話をやろうとしてるんですっていうことであれば実際にその洗礼を説明いただきながら、具体例として、具体例大雪の先例を説明いただければイメージは湧きやすいですし、
1:00:17	はい。
1:00:23	江藤というのがちょっと監視人の話で、
1:00:29	で、
1:00:30	どう、
1:00:34	圧倒。
1:00:35	ウワー。
1:00:43	あと、ページ数は保安規定
1:00:46	工認のほぼ、
1:00:50	とせ工認の審査資料の、
1:00:55	保管の定期、
1:01:04	あと129ページですかね。
1:01:12	衛藤。
1:01:14	この期限を定めず常時保管する可搬の資機材の例としてっていう話があって、
1:01:24	こういったものは固定化再現側の対策を施す。
1:01:28	固定化債権の内数として考えてるんですってということだと理解したんですけど、いわゆるこの類型化し、代表例として可搬型のSA、可搬SAとか、弁操作架台等後ドラムビルサトウって書いてもらってるんですけど、こういったものが、
1:01:45	要は据えつけている常設設備じゃないわけですよね。
1:01:48	ただ、
1:01:49	何でなんていうんすかねか反省とかまさにそうだと思うんですけど保管場所を決めてるわけじゃないですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:55	そういったものが常時保管するものっていう理解なんですかねそれともその保管場所別を決めてるわけじゃないんだけどっていうようなものもあるんですけど。
1:02:05	はい。九州電力原です。全社で保管場所を決めて、その場に置き続ける。
1:02:13	というのが、常時保管。
1:02:15	いう整理をしております。
1:02:18	規制庁西内です。弁操作ぐらいとかまさにその対象の弁の近くに置いときますよっていうのである程度ようが固まっています、それドラムリフターって言うものってこれって、
1:02:29	中子はいざ使うとかそっちの方のドラムを何か運ぶためのリフターのことを言ってるんですねドリフたって
1:02:35	はい、TCLからです。はいご認識の通りも、
1:02:40	わかりました。
1:02:42	期限を定めず常時保管するこういった資機材、金さっきの話の可燃性物質の話でいうと、こういったものを、
1:02:53	ちょっとそういった意味ではそのシステム運用の中で、こういったものはどうやって管理されてるのかっていうのをちょっと明確にしておいていただければと思うんですけど、いかなれば常設機器と同じような扱いで常に
1:03:05	その火災区域区画内の多分発熱量を管理してるシート。
1:03:08	に常にもう存在してるようなものってそういう理解でいいんですかね。
1:03:16	ちょっとそこら辺も含めて、具体的な運用管理管理の方法をちょっとわかるように、
1:03:21	説明をいただければと思います。何か実際にあれですね例えばですけど、
1:03:26	常設資機材、常設の固定化債権もあるし、こういった
1:03:33	常時保管する資機材もあるし、
1:03:35	そういったところに持ち込む場合の、何かそういった一つの火災区画とかの例が示していただければすごくわかりやすいですね全体が見えて、
1:03:44	ちょっとそういった具体的な運用がちょっとわかるように説明足尾さ資料を充実いただければと思いますがよろしいでしょうか。
1:03:54	はい。九州電力ハラですはい記載の充実かわかります。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:00	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:04:09	一旦ここまでは私からは以上ですかね。規制庁側から他にここまでの話で何か確認しておきたい点ありますか。
1:04:22	火災対策室の齋藤です。多分保安規定の文章の両方に関わる資料に資料3両方にかかってんですけど、資料3の方が丁寧に書いてあるんで、
1:04:34	そっちの方はちょっと見ながら明確化確認し、
1:04:38	明確化しておきたいことがあるん。
1:04:40	ちょっと確認さしてください資料3の、
1:04:45	先ほど52ページから53ページで、巡回者がどういった状態を確認するのかと。
1:04:55	言ってるところについて、
1:04:59	ちょっと考え方とか、何を、最終的には何を見る必要があるのかと、いうことがここにきちっと明確化されているので、ちょっとその内容についてさらにちょっと明確化させたいなと思ってます。
1:05:11	まず、
1:05:12	52ページのところで、
1:05:19	下半分のところに上記の資機材の仮置時における巡回点検では、以下の考え方を加えて実施することとするというふうに書いてあってそこに、
1:05:30	ABCと三つ、カテゴリーが入ってます。そのうちAについては、
1:05:36	電気機器そのまま裸で置いてくような話になってると思うんでこれは
1:05:40	こういう話なんだろうというふうに思ってます。Bの不燃シートとCの鉄製のロッカー等って書いてあるやつなんですけども、ここに
1:05:51	何を見、書いてあるかっていうと不燃、両方とも不燃性の維持と、
1:05:55	という言葉が書いてあります。
1:05:57	実際不燃シートとか、鉄製のロッカー等って何のためにこの措置をするのかっていうと、
1:06:05	実際にはその不燃シートや鉄製ロッカーはあのように若狭伊井にならないように火災がもし発生したとしても抑えるようにと。
1:06:15	というような趣旨で、多分こういった措置をされると思うんですけども、その場合の不燃性の維持っていうのは、要はなフルエンス例えば不燃性シートの場合中にくるまれてるね下に置いてあるものについては、
1:06:28	不燃性の維持ではないよねと。
1:06:30	要はその不燃性シートで囲うことによって全体として、火災の拡大の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:36	もし万が一の火災の拡大の防止を図ると、鉄製のロッカーについてもそれは不燃性シートと違って、形がきちっとあるだけの話なんで、
1:06:45	そういうことだと思うんですけどもそういう理解でいいんですかねこの不燃性の維持という理解について、
1:06:52	九州電力様です。先ほど言っていたいただいた通りの内容になって、ちょっと古瀬の位置という表現になってるんですけども行っていただく内容となっております。以上です。
1:07:04	はい。火災対策室の齋藤です。ここの部分について不燃性の維持っていうのは要はナカナカのものを含めて、火災の拡大。要は火災があったとしても火が出ないように、ハダカビが出ないように、
1:07:18	するんですよっていう内容についてはすいません後の目、確認したい事項とあわせてですねちょっと充実していただければと思ってますんで、
1:07:26	何でこれを確認したのかというと、その下に、巡回点検をする際の視点は以下の通りとするっていうふうに書いてあってここにABCDというのがあって、
1:07:36	Dが多分私が当日
1:07:40	ここをちゃんと整理しといてくださいっていうことをお話した内容だと思ってて、このうち、ABCについては、
1:07:47	電気状態オカ、電気通電状態の確認とか不燃シートについてはその養生が隙間なく壊れていることとか鉄製のロッカーを確実に閉止されてることっていうんで、これは外形的に、
1:08:00	とりあえずその状態を維持できているかと、いうことを確認してるんだと思うんですよ。でも実際には、その話と合わせて、中のものに異常がないかどうかを合わせて一緒に確認することを求めているんだと思うんですよ。
1:08:14	その中身が多分Dのところに入ってて、
1:08:18	その他、二つ、その他火災区域火災区画内の状況というところに入ってるんだと思うんです、ここに、
1:08:26	室内の温度やにおいに異常がないことを確認するというのはこれは全体的話として、これはまず理解はします。その次に、周辺機器のイオン異臭振動漏えい異常な発熱等がないことを確認するって書いてあんですけど、
1:08:41	この周辺機器っていうものは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:44	具体的にはこの上に、その上に書いてあるABCの内容まで全部含むものなのかそれとも含まないで、それ以外のものを周辺機器というふうに言っているのか、これはどっちになるんですかね。
1:09:15	九州電力様です。
1:09:19	B、すいません、Dの周辺機器っていうものこちらについてはですね、
1:09:25	ABC包まれてるものであったり収納されてるものを、以外のそれ以外の周辺の、
1:09:30	機器のことを、現状さしてそういったものに対して、
1:09:35	異常がないことを確認すると。
1:09:37	いう記載をさしていただいております。以上です。
1:09:42	火災対策室の齋藤です。そうすると、ABCはあくまでも外形上の話の異常がないことを確認していて実際の中身、車椅子の中身の異常等についても、多分巡回する人は確認できると思うんですけども、
1:09:57	その下、それを確認する内容というのはどこで読めばいいということになりますかね。
1:10:03	というのを、
1:10:05	一番明確化しておきたかった。
1:10:07	実際には巡回する人そのものが何をやるんですかって言ったときに、
1:10:12	目で見て、ABCのこういう外形的なものを、とりあえず状況確認する。Dのところ、温度とかに異常がないことをまず、
1:10:23	所、何だ、触覚であったり、嗅覚であったりそうしたもので確認すると、なんだけど、それ以外にも周辺機器の異常であったりそれからABCの
1:10:34	中身のものが、要は
1:10:38	人の五感によって以上確認することっていうのは可能だと思うんでそういった内容も、その中で確認するんですっていう話が多分どっかに入っていないといけないと思うんですけども。
1:10:49	それはどこに入るようなイメージになるのでしょうかというところを、明確化しておきたか、明確化して確認しておきたかったですいませんちょっとその部分について教えていただければと思う。
1:11:20	九州電力さんのです現状ABCにおいて、
1:11:25	特にBCからBCにおいて
1:11:29	ナカどこまでっていうところまで記載がないので、ちょっとそれ以外のところにもう、どこまで見るのかっていうのはちょっと具体的に書かれてはいませんので、そこは
1:11:40	具体的にこちらに記載させていただきたいと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:45	火災対策室の齋藤です。わかりましたととりあえず、私はABCのところ最初は外径のところを見てののかなと思ったんで、そういうところを確認させていただいたんですけども、確かに
1:11:58	ナカの部分の異常ととりあえずか、確認するにはBCのところを書いていただいてもいいですし、Dのところの周辺機器っていう言葉を、
1:12:07	要は全体としてその中身の部分も確認するというようなカトウを書いといていただくというやり方もあるかと思うんですけども、とりあえず純化者が、
1:12:18	ととりあえず何をするのかと、いうことをきちっと網羅的にわかるようにしていただかない、していただければ実効性がきちっと担保できるかなと思ってますのでよろしく申し上げますで合わせて、
1:12:29	さっきの 12 ページのBとCのところ、この不燃性の維持と書いてあるところについてもですねそういったことを踏まえて、適切な表現にですねちょっと修正をいただければと思っております。私からは以上です。
1:12:48	はい。規制庁西内です。
1:12:51	他にありますか。よろしいですか。
1:12:55	はい。
1:12:56	はい。最後の回答ですかねFDSの条件の話ですね。はい。九州電力側からまず説明してください。
1:13:08	九州電力原です。コメントの
1:13:11	68 番について説明します。高圧月と各FDSの評価について、保守的な評価条件であることを記載することといただいております、こちらの、
1:13:22	資料 2 のほうの通し番号 103 ページになります。
1:13:30	103 ページ開けていただくと、真ん中のところに(1)その他の入力条件というのがありまして、
1:13:39	高圧ガスの
1:13:41	評価についてですね。
1:13:44	すいません、高温ガスの評価についてですね、主に部屋の寸法及び管、
1:13:49	換気量の影響を受けますので部屋の寸法が狭い区画の方で、かつ、換気量を考慮しない条件の方が高温となります。
1:14:00	そのため
1:14:02	委員会、34512 号の中で、ケーブルと、火災防護対象ケーブルが敷設される区画の中で最も狭い区画。
1:14:11	において発熱量を確認しまして、この

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:14:17	可燃性の
1:14:21	すみません、発熱量がですね。
1:14:26	資格額になっておりますがこの発熱量の物質がもう1時間燃焼した場合を想定し、評価を実施すると。
1:14:35	記載のほうを充実、
1:14:39	説明以上です。
1:14:44	規制庁西内です。
1:14:46	そっか。衛藤説明はわかりましたと。
1:14:50	1人でスレートとか、
1:14:54	あとは損傷基準とかでも保守的な値を使用していって、高温ガスの話に関してはこの部屋の区画についても保守的な場所として選定をしている。
1:15:03	ということと理解をしました。
1:15:08	ちなみにこの火災区画、この保守的となる区画、火災区画この倉庫っていうところあると思うんですけど、ここに実際にこの評価対象としてるケーブルがあるわけではないんですよね。
1:15:20	実際あるんですけど。
1:15:22	九州電力の原です。はい。今回こちらの区画を選んだ理由としては、火災防護対象ケーブルが実際に、
1:15:29	この限り敷設されている。
1:15:32	少しくう、
1:15:33	規制庁ニシウチですもうちょっと具体的に聞くと、想定しているようなケーブルっていうゆる高温高圧のケーブルだと思うんですけど、そういったものが実際にある場所なんですって。
1:15:45	そっか別にこれ、あれか、この1リリースで閉じていって、
1:15:53	高圧のケーブルっていうわけではないんですけどこの1人スレッドなんてところって、
1:16:01	芝加古の1リレーション出所生メガジュールのやつが、
1:16:08	いつもください。
1:16:12	ちょっと左にしてとってあれでしたっけ祖先メガジュールが、かなり早期に燃え尽きることを前提としてこういった左スレートにしますよっていう定め方をしている、
1:16:23	いわゆるその具体名のケーブルの使用とかから求めてきてるものではないってそういう理解でよかったでしたっけ。
1:16:30	ですね、102 ページの中段のところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:38	3ポツの可燃性物質を燃焼した場合の影響の中のさらに8乗ぐらい下の方にポツで評価条件とする可燃性物質の選定について、
1:16:51	ヒールとして最も発熱量が大きい難燃の高圧電力ケーブルが燃える場合というのを条件で入れさせていただき
1:17:05	エミが10、
1:17:10	梅雨
1:17:14	I/Aノ規制庁ニシウチですアノでやっぱりその出所はまず一番最初にあるのはこの高圧電、
1:17:19	力の非難燃のケーブルっていうのが頭にあって、
1:17:23	そっからさらに保守的に1人セト出してるっていう流れですよ。
1:17:27	はい。ご認識の通りです。そういう意味でちょっと聞いたかったのはそこに実際にこういった法律ケーブルみたいなもの、
1:17:34	高圧電力のケーブルがあるかないかっていうことだけちょっと聞いたかったっていうそういうところ。
1:17:39	実際にあるんでしたっけっていう。
1:17:43	その辺九州電力の荒です。はいこの使わせていただいた価格については、実際にそのケーブルというのはない状況です。規制庁西内ですわかりました。いや単純にあつたら、
1:17:58	その場所においては別に保守的じゃなくて実条件を模擬したっていうだけですよねっていうそれだけ確認したかったっていうそういう話です。だから実際にはここにはないんだけど、区画の中で一番小さいところをやって評価してみました。
1:18:09	実際にあるところで考えたら保守的な所、条件設定になってますっていうことです。
1:18:14	はい。九州電力の荒です。ご認識の通りです。規制庁西内ですわかったなのでその旨明確化しておいていただいてもいいですか。
1:18:24	内容自体はすごい明確だと思うので、はい。
1:18:27	はい、忠周辺地区の原です。
1:18:30	おっしゃって、
1:18:35	木内です。あれ、そういう意味ではちょっともう1個だけですかね壁の材質って、
1:18:42	どれくらい結局熱の伝導率みたいなそういうところ、断熱とかそういったところに多分効いてくると思うんですけど。
1:18:50	結局その高温ガス層の温度がどれぐらい外に逃げるか、壁に逃げるかっていうそういう感じに効いてくると思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:57	これも、
1:18:59	要は、何て言うんですかね最初の寸法だ形的な話で言えば一番ちっちゃいところを選びましたっていうのがわかりやすいじゃないですか、材質も含めて。
1:19:09	一番厳しくなるっていう意味でいうと、例えばですけどこれよりちっちゃい場所はあるんだけど、財政的なところでそれは保守的じゃなかったからとかそういうような検討って実際あるんですけど。実際には寸法だ形なものでしたっけ。
1:19:22	イシイの新倉です。はい今回の条件としては先方、
1:19:27	優先して、条件を決めております。
1:19:30	規制庁西内ですわかりました。
1:19:34	実際そうすると何かコミュニがその壁材質と換気量も含めて何か保守的ノダとなるっていうようなイメージだと思うんですけど、実際条件決めたのはまず寸法から決めていって、
1:19:44	ほか価格と比較しても、その下、壁材質とか換気量っていう観点で他の価格と比較しても、特に、
1:19:53	ここが一番厳しいんですよっていうそういう流れってことですかね。
1:19:57	はい。九州電力の羽田です。ご認識の通り、
1:20:00	わかりました。
1:20:03	わかります。
1:20:05	ちょっとそ、そこら辺がもう少しわかるようにここの部分はちょっともう少しだけ充実記載いただいてもいいですか。で、
1:20:12	もうちょっと言うと、初期温度も含めてですかね。要はこの場所を選んだ時に、どういう観点を
1:20:19	選んだのかっていうそういうことですよね。
1:20:22	ちなみにですけど初期温度 40 度以上。
1:20:25	初期温度を記載いただいている温度以上の場所ってあるんですけど。
1:20:30	書記ホンダって基本。
1:20:32	これが多分設定してる最大温度ですかね。
1:20:35	これ以上伸ばさってありましたっけ。
1:20:37	発電所の中で、
1:20:41	九州電力の原です。図書業務については、はいこちら記載させていただいているものが、
1:20:47	最も厳しいと考えているんですが、みんなためちょっと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:53	そうするとやっぱり方法寸法的に一番厳しい条件としてここ押せ選んできていて、
1:21:00	材質も結局そんな特異な場所ないと思うので、そういった観点でも特にここが一番保守的だっていうふうに考えて設定されたってということですかね。
1:21:10	はい。九州電力の原です。ご認識の通りです。
1:21:14	はい。規制庁西内ですわかりました。ちょっと今日確認させていただいた話はちょっと記載充実しておいていただければと思います。
1:21:23	はい。この発熱量の評価関係ですけど規制庁側から他に確認しておきたい点ありますか。
1:21:29	よろしいですか。
1:21:31	はい。
1:21:32	一応そちらから説明いただいているメニューは以上コメントリスト関係でいただいたのは以上で、あとはあれですかねその具体的なあ火災、
1:21:44	区画の状況だとかを一通り更新して、ご提出いただいているっていうのが今、
1:21:50	行政の状況ですかね。
1:21:54	わかりました。一応今私もちょっと火災区画の具体的な内容とかちょっと確認を進めているところなんですけど、何分それに分量もあるので、ちょっとまた引き続き確認させていただいてこちらから何かあれば、確認ヒアリングとか事実関係を確認させてもらえればと思ってますけども。
1:22:10	現時点でこれまでご提出していただいているC社の中で規制庁側で確認しておきたい点とかありますかでしょうか。
1:22:19	現時点で確認できる範囲で結構ですけども。
1:22:25	また、次回ヒアリングも予定してますので、具体的な火災区画の状況についても引き続きこちらで確認を進めて、何か確認しておきたい点があれば、また改めて確認をさせていただければと思います。
1:22:38	今日時点ではよろしいですかね。
1:22:42	はい。
1:22:44	はい。
1:22:48	一応これでヒアリングのメニューとしては以上になりますけど九州電力側からところちょっと追加的に補足的に説明をしたりとかそういうところありますかよろしいですか。
1:22:57	あとは今までの確認全体として何か確認しておきたいってありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:07	はい。九州電力側からはございません。ありがとうございます。はい。規制庁が何か全体通してありますか。
1:23:14	よろしいですか。
1:23:18	規制庁に周知です。ちょっと今日のヒアリングで確認させていただいて今後資料充実いただく箇所あると思うので一応共通認識として取れてるかだけ最後確認させていただいて、
1:23:28	最後スケジュール確認してちょっと終わりにしたいと思います。
1:23:31	例えば九州電力の方から、確認事項等々含めて発言いただいてもよろしいですか。
1:23:38	はい。九州電力のホシコです。では本日のヒアリングでの時、
1:23:44	確認事項について、ゆ読み出し上げさせていただきます。
1:23:48	まず、酸素電力、3層短絡時の電力電流の実効値を用いて、評価をしているんですけどもそれが燃料平均値。
1:23:58	ではなくて実効値を用いて評価することが
1:24:03	最大保守的な評価であることを
1:24:12	どうして
1:24:16	あとは
1:24:17	次、次に取りプラ飯野試験において自己消火性があることについて他でその自己消火性が、試験結果を踏まえたら自己消火性があるのかを、
1:24:29	補足説明資料に追記する。
1:24:33	残炎時間に対して今回補足説明資料に期待しているんですか。
1:24:38	その必要性について検討し、
1:24:42	もしも説明上必要であればその旨がわかるように記載すること。
1:24:51	の方に今回
1:24:53	フォー発熱量管理をするんですけどもそれについて具体的などのように、はい。
1:24:58	管理をするのかを
1:25:01	除外規定等のものがあれば、どのような管理をするのか具体的に目、
1:25:07	記載すること。
1:25:10	あと、
1:25:12	今回
1:25:13	原子炉
1:25:15	等に必要な資機材の管理として今回資機材を持ち、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:21	そうするようなことしか読めないのでもち込み可燃物についても管理する。
1:25:27	と、記載すること。
1:25:31	続きまして可燃性物質の管理について今減容というふうに記載しているんですけどもそれで具体的にどのような管理をするのか、より詳細に行きたい。
1:25:44	監視人の役割について
1:25:49	具体的な運用の内容、1人が監視して残りの作業員が監修
1:25:54	のかそれとも誰か監視員1人だけがもう代表して見るのか、そういった具体的な運用側か。
1:26:00	わかるように記載のを充実化する
1:26:07	監視人ということがババが従来保安規定で書き作業員について指定して、
1:26:12	いないのかあんま記載が中、重複してないのか記載、
1:26:20	今回巡回者の関心についてどこまで
1:26:24	当監視時、
1:26:26	巡回時に確認するのか、具体的
1:26:30	具体的な確認の内容、不燃材の、不燃シートの中身まで、
1:26:34	具体的に確認することが、確認するのか、
1:26:39	北井です。
1:26:41	もう少し点検内容について記載する
1:26:48	と、常設の資機材の扱いについて可燃物の総量管理に含めるのか、扱いを記載する
1:26:58	最後に今回、
1:27:04	FDSの評価について江藤書記温度40度っていうのがというのが一番厳しい評価条件になるのか、改めて確認すること。
1:27:13	以上が、本日のヒアリングでの確認事項となりますけれども、
1:27:18	これについて過不足等、
1:27:20	ありますでしょうか。
1:27:29	そのまま、一番最後の話からいくと、別に初期温度だけの話ではなくって、
1:27:37	その高温ガスソウノ、カクウの、もう選んだ理由をもう少し充実化っていうところですかね。要は先方から、
1:27:47	見て、保守的などころをまず選んでいて、それは初期温度の条件としても特に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:54	非安全側にはいかないし、
1:27:56	あと材質換気量っていう観点でも非安全に側には行かないよっていうことを確認しているっていうのが多分流れなのかなと理解したので、そういったところをちょっと強度の観点だけでなくっていうところですかね、まず一つ。
1:28:08	あとはちょっと表現ぶりの話かもしれないですけど、
1:28:13	可燃性、持ち込む話ですね、
1:28:21	資機材を持ち込む場合にはって書いてあって、可燃性物質も持ち込むことがわかるようになっていう話ではなくて、そもそも可燃性物質を持ち込むときの話を今してもらってるんですよ。
1:28:33	だから資機材全般持ち込むときに申請するとかじゃなくて、可燃性物質を持ち込むときに、アノもじゃなくて、っていうことだと理解をしますとかそういう話ですかね。大目にはとらえられているとは思いますが、何か気になったところ規制庁がわかれば、
1:28:49	火災対策室のサイトウです項目としては入ってるんですけど、後で
1:28:54	いろいろと資料充実していただく時にちょっと語弊がないように、
1:28:59	もう1回だけ補足しておきますけれども、一つ目の、
1:29:03	3層短絡電流平均値と実効値の話は、より最も条件が厳しいといったときに、どちらが厳しいのかと。
1:29:13	いったことを含めて、
1:29:17	計算式は下記の通りと書いてあるところの前までにきちっと補足をする。
1:29:22	というのがまず一つ目の話です。
1:29:25	あともう一つ、
1:29:26	10回点検のところの話なんですけれども、これは巡回点検のときに、養生シートの中とか鉄製のロッカーの中とかね、物の異常について、
1:29:38	どうやって、巡回巡回者が把握するのかといった項目について、きちっと充実してくださいと。
1:29:47	ということです。
1:29:53	九州電力もそこです。承知いたしました。
1:29:55	旨をはい。
1:30:02	規制庁西内です。他に規制庁側から何かありますか。大丈夫ですか。
1:30:07	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:08	あと最後スケジュール感ですけども、もう来週ヒアリング予定を入れさし入れさせていただいてますので、今日確認した点と、
1:30:16	の回答と、あとはあれですね今もらっている資料で具体的な情報とか我々も引き続き確認をしているところなので、何かそういったところで確認点があればまた来週ヒアリングでちょっと確認をさせてもらえればと思ってます。
1:30:30	はい。というところで具体的に資料の提出時期とかまためどが立ったらご連絡いただいて、そこまでボリュームも多くないので、柔軟に対応できるかなと思いますけども、
1:30:41	というところでよろしく願います。
1:30:44	はい。それを踏まえて多分補正はもうやるっていう方向で検討されてるっていうふうに思いますので、時期、めど感が立ってきたらまたそこも含めて来週位。
1:30:55	ぐらいにはご説明いただければ嬉しいかなと思います。
1:30:59	スケジュール感現状確認するこれくらいかなと思いますけど、九州電力からスケジュール感確認しておきたい点何かありますか。
1:31:10	はい。九州電力原です。こっち、九州電力側からは、追加で確認したい事はござい
1:31:19	ます。含めて何かありますでしょうか。
1:31:23	よろしいですか。
1:31:24	はい、では今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございますありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。